

令和5年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年8月31日（木）

令和5年第9回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年8月31日（木）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 E会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第2 議案第50号 非農地証明願について
- 第3 議案第51号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第4 議案第52号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第5 議案第53号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第7 報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第8 報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 3	三橋	清高	君

事務局職員出席者

事務局長	岡崎	貴裕	君	局長補佐	伊藤	和範	君
------	----	----	---	------	----	----	---

午後 2 時00分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 5 年第 9 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、杉本議員におかれましては、遅れる旨の連絡をいただいております。

当総会は、14名の全委員が出席されることとなりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員 2 名にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。1 番石坂豊治委員、3 番柿澤博委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第49号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番から 3 番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1 番から 3 番案件について、4 番大竹委員より報告をお願いいたします。

○4 番（大竹孝一君） 議案第49号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番から 3 番案件まで一括してご報告いたします。

令和 5 年 8 月 17 日、担当委員 1 名と事務局 2 名で現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、1 筆、畑、416㎡でございます。

申請目的は、資材置場及び駐車場です。

農地区分は第 3 種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

申請理由としましては、事業拡大に伴い、資材置場及び駐車場として使用するためでございます。

工事計画につきましては、砂利敷舗装とし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

引き続き 2 番案件のご報告をいたします。

～ 2 番案件について内容を説明～

申請地は、3 筆、いずれも畑、合計 2,321㎡でございます。

申請目的は、車両置場です。

農地区分は第2種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

申請理由としましては、事業拡大に伴い、車両置場として使用するためでございます。

工事計画につきましては、砂利敷舗装とし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

被害防除につきましては、東側境界の申請地側に土留を設置し、雨水排水等の流出を防止します。

引き続き3番案件についてご報告いたします。

～3番案件について内容を説明～

申請地は、2筆、いずれも現況畑、合計112㎡でございます。

申請目的は、資材置場です。

農地区分は第2種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

申請理由としましては、事業拡大に伴い、資材置場として使用するためでございます。

工事計画につきましては、砂利敷舗装とし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

被害防除につきましては、北側敷地境界沿いに亜鉛メッキ鋼板を設置し、土砂の流出を防止します。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君）

～事務局より、議案の趣旨・目的・事務手続き等の概要説明がありました。～

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第49号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番案件まで報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第50号、非農地証明願について、1番案件を上程いたします。

4番大竹委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○4番（大竹孝一君） 議案第50号、非農地証明願についてご報告いたします。

～案件について内容を説明～

申請地は、1筆、登記地目畑、67㎡でございます。

申請理由としましては、当該地は10年以上前から道路敷地となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものでございます。

令和5年8月17日、担当委員1名と事務局2名で現地を調査してまいりました。

当該地の現況は、コンクリート及び砂利敷きの道路敷地になっており、農地に復元することが困難であること、転用後10年以上経過していること、この事実を平成19年10月28日の国土交通省国土地理院による航空写真により、客観的に証明できることから、「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の別表1に掲げる項目の「道路及び進入路」に該当し、非農地要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君）

～事務局より、議案の趣旨・目的・事務手続き等の概要説明がありました。～

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第50号、非農地証明願については、報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第51号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番及び2番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件は、区域3三橋委員より、2番案件は区域1市川委員より報告をお願いいたします。

1番案件について、三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域3（三橋清高君） 議案第51号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、1番案件をご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の利用権を設定する農地は、2筆、いずれも現況畑、合計251㎡でございます。権利の存続期間は、令和5年9月1日から令和8年8月31日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。続いて、2番案件について、市川委員より報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君） 続いて、2番案件をご報告いたします。

～2番案件について内容を説明～

2番案件の利用権を設定する農地は、1筆、田、776㎡でございます。権利の存続期間は、令和5年9月1日から令和8年8月31日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君）

～事務局より、議案の趣旨・目的・事務手続き等の概要説明がありました。～

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第51号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番及び2番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第4、議案第52号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願

について、1番案件を上程いたしますが、出席委員の案件となるため、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事に参与することができません。該当委員におかれましては、退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩します。

午後2時23分休憩

(休憩中に委員退室)

午後2時24分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。3番柿澤委員より報告をお願いします。

○3番（柿澤博君） 議案第52号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご報告いたします。

本案は、被相続人さんが、令和4年12月8日にお亡くなりになりましたので、相続人さんから相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和5年8月16日、担当委員1名と事務局2名で現地を調査してまいりました。

相続人さんは、5筆、合計2,873.53㎡について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、2筆、いずれも畑、合計1,109.97㎡につきましては、ハウス内でシクラメンが肥培管理されておりました。

1筆、畑、504.78㎡につきましては、ショウガ、トウモロコシなどが作付けされているほか、準備中でした。

2筆、いずれも現況畑、合計1,258.78㎡につきましては、ハウス内でツルバキア、ガーベラが肥培管理されておりました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、田植機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人70歳、従事日数350日、専業、配偶者70歳、従事日数350日、専業、子39歳、従事日数330日、専業、子の配偶者37歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君）

～事務局より、議案の趣旨・目的・事務手続き等の概要説明がありました。～

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第52号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩

（休憩中に委員入室）

午後2時30分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第5、議案第53号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から5番案件のうち、5番案件を除き一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番から4番案件について、3番柿澤委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○3番（柿澤博君） 議案第53号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番案件から4番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

令和 5 年 8 月 16 日、担当委員 1 名と事務局 2 名で現地を調査してまいりました。

特例農地 5 筆の耕作状況をご報告いたします。

5 筆、いずれも現況畑、合計 1,766㎡につきましては、一体として耕作されており、サツマイモ、ナス、スイカ、オクラ等が作付けされているほか、一部準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、軽トラック、その他一式でございます。

労働力は、本人 93 歳、従事日数 250 日、専業、子 60 歳、従事日数 300 日、兼業、子の配偶者 64 歳、従事日数 130 日、兼業、子 58 歳、従事日数 300 日、兼業、子 55 歳、従事日数 250 日、兼業でございます。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明～

令和 5 年 8 月 16 日、担当委員 1 名と事務局 2 名で現地を調査してまいりました。

特例農地 4 筆の耕作状況をご報告いたします。

4 筆、いずれも畑、合計 5,542㎡につきましては、一体として耕作されており、イチジク、エダマメ、ナス等が作付けされておりました。

農機具の保有状況は、トラクター、軽トラック、その他一式でございます。

労働力は、本人 71 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 68 歳、従事日数 200 日、専業でございます。

続いて 3 番案件についてご報告いたします。

～ 3 番案件について内容を説明～

令和 5 年 8 月 16 日、担当委員 1 名と事務局 2 名で現地を調査してまいりました。

特例農地 13 筆の耕作状況をご報告いたします。

10 筆、いずれも畑、合計 6,750㎡につきましては、サトイモ、落花生、キンカン、ユズなどが作付けされており、また、栗が肥培管理されているほか、一部準備中でした。

1 筆、畑、739.24㎡につきましては、オクラが作付けされているほか準備中でした。

2 筆、いずれも畑、合計 2,423㎡につきましては、一体として耕作されており、サトイモ、ネギが作付けされているほか、一部準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、刈払い機、田植機、コンバイン、その他一式でございます。

労働力は、本人 44 歳、従事日数 80 日、兼業、父 72 歳、従事日数 300 日、専業、母 73 歳、従

事日数150日、兼業でございます。

続いて、4番案件についてご報告いたします。

～4番案件について内容を説明～

令和5年8月16日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

特例農地8筆の耕作状況をご報告いたします。

8筆、いずれも現況畑、合計1,513.50㎡につきましては、一体として耕作されており、ウコン、オクラ、ヤーコン、サトイモ等が作付けされているほか、一部準備中でした。

農機具の保有状況は、耕運機、トラクター、トラック、刈払い機、その他一式でございます。

労働力は、本人64歳、従事日数220日、兼業、配偶者59歳、従事日数60日、兼業でございます。

いずれの案件も農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第53号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち1番から4番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。続いて、5番案件の審議となりますが、私の審査案件となります。「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事に参与することができませんので、私は一時退席をさせていただきます。

従いまして「農業委員会等に関する法律」第5条第5項の規定により、会長代理として、7番吉田委員に議長をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩します。

午後 2 時39分休憩

(休憩中に委員退室)

午後 2 時40分再開

○議長代理（吉田恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。会長代理として、私が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

日程第 5、議案第53号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、5 番案件を上程いたします。4 番大竹委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○4 番（大竹孝一君） 引き続き、5 番案件をご報告いたします。

～ 5 番案件について内容を説明～

令和 5 年 8 月16日、担当委員 1 名と事務局 2 名で現地調査をいたしました。

特例農地14筆の耕作状況をご報告いたします。

8 筆、いずれも現況畑、合計7,723.14㎡につきましては、一部が牛舎及び堆肥置場として利用されているほか、ナス、インゲン、ルバーブ等が作付けされていました。

2 筆、いずれも現況畑、合計1,116㎡につきましては、トウモロコシ、ナス等が作付けされていました。

3 筆、いずれも田、合計1,250㎡につきましては、一体として水稻栽培がされていました。

1 筆、畑、235㎡につきましては、トウモロコシ、インゲンが作付けされていました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、刈払機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人74歳、従事日数200日、専業、子43歳、従事日数300日、専業、子42歳、従事日数300日、専業、子の配偶者41歳、従事日数200日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長代理（吉田恵子君） ありがとうございます。

○議長代理（吉田恵子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田恵子君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第53号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、5番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田恵子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。
議事の都合上、暫時休憩します。

午後2時43分休憩

(休憩中に委員入室)

午後2時44分再開

○議長(齋藤和子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第6、報告第20号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐(伊藤和範君) 7ページ、報告第20号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。農地法第3条の3第1項の規定の内容は、相続などで農地等の権利を取得した場合、10か月以内に農業委員会に届出をすることになっております。今回は、議案書記載のとおり1番案件となっております。

本案件は、届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長(齋藤和子君) 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) ご質問がないようですので、報告第20号、農地法第3条の3第1

項の規定による農地等の権利取得届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（齋藤和子君） 日程第7、報告第21号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 8ページ、報告第21号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書記載のとおり、1番から11番となっており、転用目的は住宅敷地・共同住宅・道路敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第21号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（齋藤和子君） 日程第8、報告第22号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 9～10ページ、報告第22号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書記載のとおり、1番から20番案件となっており、転用目的は住宅敷地・共同住宅敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第22号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（齋藤和子君） 以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和5年第9回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時50分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員